

# 『悪質な架空請求』

最近、不特定多数に送信される悪質な迷惑メールや架空請求メールが増えています。また、意図しない URL (\*1) へアクセスしてしまいリンク (\*2) をクリックしたところ、突然「登録ありがとうございます」などと表示され、パソコンの画面上に請求書が現れる「ワンクリック詐欺」と呼ばれる巧妙な手口も目立ち始めています。規制する法律（消費者契約法など）も規定されてきてはありますが、基本的にはお客様ご自身でご注意して頂く必要がございます。

## 対策・予防するには？

### 1. 必要以上に自分のメールアドレスを教えない

自分のメールアドレスを無料サイトに気軽に登録したり、掲示板に記載する等必要以上に他人に教えると迷惑メールを受信する可能性が高まります。

### 2. サイトへのアクセス、ダウンロードは慎重に

見覚えのない送信者名や内容に心当たりがないメールに書かれた URL には、興味本位に軽い気持ちでアクセスしないことが大切です。もし、利用する場合には、必ず利用規約をよく読み保存しておきましょう。

## 請求画面が表示されたらどうしたらいい？

### 1. 覚えの無い請求は支払わず無視すること

「登録になりました」や「入会ありがとうございます」という表示されても、契約が有効に成立しているとは限らないので、驚いて支払わずに無視をしてください。但し、「裁判所からの支払督促」や「小額訴訟の呼出状」と思われる書類が届いた場合、無視すると裁判所から強制執行がなされる可能性がありますので、支払督促が裁判所からのものであるかどうか電話帳などで確認したうえで、「支払督促」を受け取った日から2週間以内(必着)に必ず、裁判所に対して「督促異議申立」を行ってください。

### 2. IP アドレスからは個人情報伝わることはありません

「あなたの IP アドレスは 210.236.160.105 です。」「プロバイダは ZTV」等、既に登録されているような文面が掲載される事も多いようですが、これらの情報が表示されたとしても、重大な個人情報が伝わることはないため、過度に不安になる必要はありません。逆に、慌てて業者へ連絡を取ることは、新たな個人情報を知らせることになるのでご注意ください。

また、自分のメールアドレスが表示される場合もあり、メールによる請求が考えられますが、表示されたことにより業者が現時点で把握できていない情報まで伝わっているわけではありません。しかし、不安を煽るような文面で何度もメールによる請求が届くようであれば、警察・消費生活センターまたは契約しているプロバイダへお問合せください。

### 3. できるだけ記録を残す

トラブルに巻き込まれたときの重要な資料・情報となりますので、できるだけサイト名や URL、画面、利用規約、日時などのデータを保存または印刷しておきましょう。

### 4. 最寄りの消費生活センターへ相談する。

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情やお問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で対応して頂きます。

全国各地にこのような施設が設けられておりますので、最寄りの消費生活センターへご相談ください。

#### <弊社エリア内のお問い合わせ先>

##### ・ 三重県

三重県民生活センター

受付時間：平日 9:00～16:00

電話番号：059-228-2212（消費生活相談）

0570-00-2212（消費生活情報提供サービス）

URL：<http://www.pref.mie.jp/shouhi/hp/>

##### ・ 奈良県

奈良県食品・消費生活センター

受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～16:00

電話番号：0742-26-0931

URL：<http://www10.ocn.ne.jp/~kagakuc/>

##### ・ 滋賀県

滋賀県立消費生活センター

受付時間：平日 9:15～16:00

電話番号：0749-23-0999（消費生活センター）

URL：<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>

##### ・ 和歌山県

和歌山県消費生活センター

受付時間：平日 9:00～17:00

電話番号：073-433-1551

0739-24-0997（紀南支所）

URL：<http://www.wcac.jp/>

(\*1) URL・・・ホームページアドレスのこと

(\*2) リンク・・・ホームページ上にある文字列や画像をクリックすることにより関連付けられたページへジャンプして表示されること